

総財準第3号
2農振第2560号
2水港第環2155号
国下事第50号
環循適発第210119号
令和3年1月19日

各都道府県

総務部長
〔市町村担当課、
広域連携担当課扱い〕
集落排水担当部長
下水道担当部長
廃棄物処理・浄化槽担当部長 殿

総務省 自治財政局 準公営企業室長

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課長

水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長

新経済・財政再生計画改革工程表2020を踏まえた
「広域化・共同化計画」について

都道府県においては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」に基づき、令和4年度までの「広域化・共同化計画」の策定に取り組んでいただいているところであるが、今般、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）において、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項や必要に応じて多様なPPP/PFIの活用に関する事項を広域化・共同化計画に盛り込むこととされたところである。これを踏まえて、別紙1の策定例を参考に、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定いただくよう、改めてお願いする。

また、この趣旨については、貴都道府県内の各市町村等に対しても併せて周知されるようお願いする。

広域化・共同化計画 (〇〇県 〇〇地区) [アウトプットイメージ]

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	短期(～5年間)		中期(～10年間)		長期的な方針 (～30年間)
			2020	2024	2025	2029	
			2020	2024	2025	2029	
〇〇流域(〇〇市、〇〇町)	処理場の維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場					・先行事例を県内 他地域での適応に 向けて協議会等で 検討
△△流域(〇〇市、〇〇町)	ICT整備、活用による維持管理の共同化	〇〇処理場、×処理場	・維持管理の共同化の対象施設の 選定、監視方法の検討、施設情 報・維持管理情報の共通化				
××市、〇〇市、〇町	公社活用による共同化の推進	〇〇処理場、×処理場					
××市、〇〇市	維持管理業者の共同選定		・共同選定ルールづくり ・共同選定開始				
〇〇県(流域)、〇〇市(流域関連)	関連市町村の管渠を都道府県が一体的に維持管理	流域:〇〇県管理の幹線管渠 流域関連:〇〇市の管渠					
××市、〇〇市、〇町	維持管理を共同化し、 <u>包括民間委託を実施</u>	(農集)〇〇処理場 (下水)〇〇処理場	・対象施設、性能発注のレベル等 について検証				
××市、〇〇市、〇町	汚泥処理施設の共同化・汚泥燃料化施設の設置	〇〇処理場、×処理場、集落 排水施設(農業)、し尿処理場	・施設規模検討 ・DBO/PFI等の官民連携手法の導 入検討		・地方自治法事務委託 手続き ・整備着手		
××市	公共下水道と集落排水施設との統廃合	〇〇下水処理場、×集落排水施 設(農業)、△集落排水施設(漁 業)					
〇町、□町、●町	企業会計に関する財務システムの導入		・システム整備・利用の共同化によ る効果検証				
全市町村	維持管理情報を含む台帳の電子化		・電子化する情報の整理、台帳シ ステムの導入				

下線:システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項

二重下線:多様なPPP/PFIの活用に関する事項